

他機関の図書資料の利用について

筑波研究学園都市交流協議会では、他機関の図書室（館）利用にあたっては次のような申し合わせ事項をしております。

1. 他機関の図書等の利用を希望する者は、自機関の図書担当部門に利用申し込みを行うものとする。
2. 各機関の図書担当部門は、相手機関の図書担当部門に利用申し込みを行い、所定の手続きをとるものとする。
3. 利用者は、相手機関の利用規程等を遵守するほか、所定の共通利用券を持参するものとする。

<p>図書資料共通利用券 SAMPLE 筑波研究学園都市交流協議会 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto; padding: 2px;">No.</div> <p>加盟機関図書担当部門 殿</p> <p>本券持参の者が貴機関所蔵資料の利用を希望しておりますので、 よろしくお取り計らい下さい。</p> <p>機関名 連絡先 Tel</p> <p style="text-align: right;">〔有効期間： 平成28年3月31日まで〕</p>
--

【本券利用上の注意事項】

1. 利用の際は、相手機関図書担当部門に本券と身分証明書あるいは、名刺を提示して下さい。
2. 利用は、相手機関の規則に従って下さい。
3. 利用終了後は、本券を利用者所属機関の図書担当部門に返却して下さい。
4. 本券による事故についての責任は利用機関が負って下さい。
5. 本券の利用に関しては、当協議会加盟機関の所属職員等のみとし、加盟機関以外への又貸し等の、不正使用を禁じます。